

施設長様
事務ご担当者様

一般財団法人
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会事務局長
(公印省略)

福利厚生事業 2024年度

リフレッシュ補助金請求書 について

昨年度よりご好評をいただいております事業ですが、会員の皆様に、よりわかり易く請求をしていただくために

今年度の請求につきまして、一部、提出書類の見直しをさせていただきます。

そのため、今年度は給付対象とならない内容もございますので、予めご了承ください。

請求範囲：施設利用・観劇・観戦等、のチケット及び年間パスポート購入代

◆共済会通年チケットやチケット斡旋・会員交流事業にて取扱分については原則請求出来ません。

但し、劇団四季等でチケット斡旋と演目が違う場合は請求可能です。

◆宿泊費・交通費・飲食代等も請求の対象となりません。

(代金の中に、宿泊費・交通費・飲食代が含まれているものは、全て対象外となります。)

例：ディナーショー、ランチ付クルーズ、宿泊費込みのイベント、駅からの乗り物券付チケット、など)

◆会員(利用日に加入期間1ヶ月以上)一人につき、年度に1回ご請求いただくことが出来ます。

・2024年度は2024/4/1～2025/3/31利用日分までご請求いただくことが出来ます。

◆補助額の上限は5,000円です。 * 請求は会員本人分のみ有効(親族分は不可)です。

・5,000円未満の補助でも、年度に1回となりますので、ご注意ください。

◆リフレッシュ補助金請求書に必要事項を記入し共済会まで郵送、又はFAXでお申し込みください。

◆申し込みには「利用内容(利用された場所)」「利用日」「支払い金額」がわかるものが必要です。

・必要な内容を証明するために、いくつかを組み合わせいただいても結構です。※ただし、金額の合算は不可です。

・領収書(特に手書きのもの)は金額のみでなく内訳の記載が必要です。

・2024年度の変更点 ※必ずご確認ください

請求には、**利用・入場された証明となるチケット(年間パスポートや紙ベースチケットや半券・入場時に必要なQRコードをプリントアウトするなど。コピー可)の提出が必須です。利用・入場した証明がないものは(支払証明のみの場合は)、今年度はご請求いただくことが出来ませんので、くれぐれもご注意ください。**

◆ご請求いただきました補助金は、会員(本人に限る)の口座に直接お振込みをいたします。

・振込みは、ご請求をいただいてから、約1ヶ月かかります。

・請求書は利用後、3ヶ月以内に提出してください。利用日から3ヶ月を過ぎますと時効により、ご請求いただけません。

くれぐれもご注意ください。

この事業は、

『団体購入が出来ない・一定の申込人数が必要である・買取しか対応していない・利用日の特定が難しい、等当共済会のチケット斡旋事業・会員交流事業として提案したいが実施は難しい』ものを各自でご利用いただき、補助をする事業です。※請求の可否が判断できない場合は、請求前に共済会へご確認ください。

お問い合わせ & 請求書の送り先 共済会事務局

TEL : 077-524-0261

FAX : 077-524-0441

〒520-0043

滋賀県大津市中央3丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階